

中小企業の皆様の情報発信基地として

インフォメーション

No. 384

2018年 11 月号 NOVEMBER



今月のお知らせ

年末調整の準備をはじめましょう
税務署からの資料は大切に保管しておきましょう

- ✎ 30年分の年末調整
- ✎ はしやすめ ・ 祝日と祭日
- ✎ 税務まめ辞典 ・ 役員への社宅貸与



shima
accounting & management
center

株式会社 嶋会計センター

税理士 嶋 賢治
税理士 吉岡 恵一郎

〒851-0301 長崎市深堀町1丁目11番19
TEL 095-871-6017 FAX 095-871-6068
メールアドレス shima@shima-kaikei.co.jp
ホームページアドレス
<http://www.shima-kaikei.co.jp>

30年分の年末調整



昨年からの変更点

平成29年度税制改正により配偶者控除と配偶者特別控除が大きく変更されています。

(1) 配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額の改正

- ① 給与所得者の合計所得金額が900万円（給与収入1120万円）を超える場合の配偶者控除の控除額が改正されたほか、給与所得者の合計所得金額が1,000万円（給与収入1,220万円）を超える場合には、配偶者控除の適用を受けることができないこととされました。
- ② 配偶者特別控除の控除額が大幅に改正され、対象となる配偶者の合計所得金額が38万円超123万円以下（給与収入1,030,000円超2,015,999円以下）とされました。

改正後の配偶者控除と配偶者特別控除額は以下のとおりです。

		所得者の合計所得金額 (給与所得だけの場合の所得者の給与等の収入金額)			【参考】 配偶者の収入が給与所得だけの場合の配偶者の給与等の収入金額
		900万円以下 (1,120万円以下)	900万円超 950万円以下 (1,120万円超 1,170万円以下)	950万円超 1,000万円以下 (1,170万円超 1,220万円以下)	
配偶者控除	配偶者の合計所得金額 38万円以下	38万円	26万円	13万円	1,030,000円以下
	老人控除対象配偶者	48万円	32万円	16万円	
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額 38万円超 85万円以下	38万円	26万円	13万円	1,030,000円超 1,500,000円以下
	85万円超 90万円以下	36万円	24万円	12万円	1,500,000円超 1,550,000円以下
	90万円超 95万円以下	31万円	21万円	11万円	1,550,000円超 1,600,000円以下
	95万円超 100万円以下	26万円	18万円	9万円	1,600,000円超 1,667,999円以下
	100万円超 105万円以下	21万円	14万円	7万円	1,667,999円超 1,751,999円以下
	105万円超 110万円以下	16万円	11万円	6万円	1,751,999円超 1,831,999円以下
	110万円超 115万円以下	11万円	8万円	4万円	1,831,999円超 1,903,999円以下
	115万円超 120万円以下	6万円	4万円	2万円	1,903,999円超 1,971,999円以下
	120万円超 123万円以下	3万円	2万円	1万円	1,971,999円超 2,015,999円以下
123万円超	0円	0円	0円	2,015,999円超	

※1 合計所得金額が1,000万円（給与収入1,220万円）を超える所得者は、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできません。

※2 夫婦の双方がお互いに配偶者特別控除の適用を受けることはできませんので、いずれか一方の配偶者は、この控除を受けることはできません。

(2) 給与所得者の配偶者控除等申告書などの様式変更

これまでの「給与所得者の保険料控除申告書 兼 給与所得者の配偶者特別控除申告書」の用紙が「給与所得者の保険料控除申告書」と「給与所得者の配偶者等控除申告書」の2種類の様式に変更されています。

平成30年分の年末調整において、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の「源泉控除対象配偶者」欄へ配偶者の記載がある場合は必ず「給与所得者の配偶者控除等申告書」を提出してください。

提出がない場合は配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けることができません。

年末調整の準備資料とポイント

1. 各人の1年間の賃金台帳の整理・集計

- ・事業所の月毎の賃金台帳と納付した所得税徴収高計算書（源泉税納付書）と一致しているか
- ・中途入社の方から前職の有無を確認し、源泉徴収票を提出してもらいましょう

2. 扶養控除等(異動)申告書

- ・全ての人（乙欄以外）が提出し、年初と年末の扶養親族の異動が確認されているか
- ・年少扶養・一般扶養・特定扶養の区別間違いがないか（16歳未満は扶養控除できません）
- ・昨年までにマイナンバーを記入している人については省略して構いません。
- ・中途入社や中途退職した方がいる場合は扶養控除等申告書の余白に日付の記入をお願いします

3. 配偶者控除等申告書

- ・扶養控除等（異動）申告書の「源泉控除対象配偶者」欄に記載がある場合は必ず配偶者控除等申告書を提出してください
- ・配偶者の収入が無い場合も配偶者控除等申告書の「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額」に0円と記入して下さい
- ・本人の給与収入が12,200,000円以下でかつ配偶者の給与収入が2,016,000円未満の場合は配偶者控除又は配偶者特別控除ができます
- ・配偶者の合計所得金額の見積額の計算が難しい場合は収入金額だけでも構いませんので記入をお願いします

4. 保険料控除申告書

- ・各種証明書の添付が必要（生保・介護医療・個人年金・地震・国民年金・小規模企業共済等）
- ・社保適用がない従業員の国民健康保険料の記載を確認

5. 住宅借入金等特別控除申告書（2年目以降の住宅ローン減税）

- ・平成30年分の住宅借入金等特別控除申告書と金融機関が発行した「住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書」が必要です

年末調整Q & A

Q. 従業員から「確定申告するから、年末調整はしなくて結構です」と言われたが、申し出のとおり年末調整をしなくて差し支えないでしょうか？

A. 「扶養控除等申告書」を提出している人で給与の総額が年間2,000万円以下の人については、年末調整を行わなければなりません。

Q. 親族が契約者となっている生命保険契約等の保険料を生命保険料控除の対象にできる？

A. 所得者本人以外が契約者であっても、その掛金を所得者本人が支払ったことが明らかであれば生命保険料控除の対象にできます。ただし、その契約の保険金の受取人が所得者本人又はその配偶者その他親族（個人年金保険の場合は所得者本人又はその配偶者）でなければなりません。ただし贈与税に注意。

Q. 別居している両親を扶養親族として控除の対象にすることはできますか？

A. 別居している親族であっても扶養控除の対象とすることは可能ですが、別居している親族に対して常に生活費等の仕送りがされているなど生計を一にしている必要があります。また、他の親族の扶養親族となっている場合は仕送りをしていても重複して控除することはできません。

Q. 平成28年分の国民年金を平成30年中に納付したが控除の対象になりますか？

A. 過去の年分のものであっても納付した年分の控除の対象となります。また、生計を一にする親族の国民年金等を支払った場合でも控除を受けることができます。

はしやすめ

祝日と祭日



1月1日は「文化の日」と「勤労感謝の日」の祝日があります。ところで祝日のことを「祭日」と呼ぶ人がいます。どちらもその日は「休日」を指すときに使われていますが、正式には祭日という言葉は現在使われておらず、すべて祝日となっています。

「祭日」は皇室で祭事が行われる日でその一部が休日となっていました。昭和22年に皇室祭祀令が廃止され、昭和23年に施行された「国民の祝日に関する法律」により暦の上からは「祭日」は存在しません。しかし、以前の「祭日」がそのまま「祝日」として残っているものがあります。

四方節(しほうせつ)	現在の「元日」	1月1日
紀元節(きげんせつ)	現在の「建国記念日」、神武天皇(日本の初代天皇)の即位日	2月11日
春季皇霊祭(しゅんきこうれいさい)	現在の「春分の日」	3月中旬頃
天長節(てんちょうせつ)	現在の「昭和の日」、昭和天皇の誕生日	4月29日
秋季皇霊祭(しゅうきこうれいさい)	現在の「秋分の日」	9月中旬頃
明治節(めいじせつ)	現在の「文化の日」、明治天皇の誕生日	11月3日
新嘗祭(にいなめさい、しんじょうさい)	現在の「勤労感謝の日」	11月23日

1月23日は勤労感謝の日として国民の祝日となっていますが、本来は、天皇が新穀を神々に供え、自らも食してその年の収穫に感謝し、翌年の豊穰を祈願する新嘗祭という祭日でした。

ちなみに国民の祝日に関する法律では祝日と祝日の間に挟まれた平日は飛び石連休を解消するため「国民の休日」で休みとしています。

来年の5月1日は新天皇即位に伴い祝日になりますので、4月30日と5月2日も祝日(昭和の日と憲法記念日)に挟まれた平日ということで休みとなり、土日祝日が休みの場合は10連休になります。

先月は従業員への社宅の貸与について掲載しましたが、今回は役員に対する社宅貸与についてお話しします。

役員の場合は従業員とは異なり住宅の規模によって賃料相当額が決められています。

小規模住宅であっても役員の場合、従業員と異なり賃料相当額の50%以上でいとする取り扱いがありません。

通常の社宅で賃貸物件を貸し出す場合は、賃料相当額と支払家賃の50%との比較が必要ですが、一般的には支払家賃の50%の方が高いようです。

賃料相当額よりも低い家賃を徴収している場合、役員・従業員のどちらであってもその差額が給与として課税されず、ただし役員の場合、議事録等で決定した金額(定期同額給与)以外の給与は損金計上できず、給与に対する税額と損金に計上できない部分の法人税等の両方が増えることとなります。

役員への社宅貸与

税務まめ辞典

住宅の規模	床面積	1ヶ月の賃料相当額
小規模住宅	木造 132㎡以下 木造以外 99㎡以下 (建物耐用年数 30 年超)	賃料相当額: (①+②+③) ① その年度の建物の固定資産税の課税標準額 × 0.2% ② 12円 × その建物の総床面積(㎡) ÷ 3.3㎡ ③ その年度の敷地の固定資産税の課税標準額 × 0.22%
通常の住宅	132㎡超 ~ 240㎡以下	【自社所有の場合】 賃料相当額: (①+②) ÷ 12 ① その年度の建物の固定資産税の課税標準額 × 12% (建物耐用年数 30 年超は 10%) ② その年度の敷地の固定資産税の課税標準額 × 6% 【賃貸物件を貸し出す場合】 賃料相当額: 支払家賃の 50% と 自社所有の場合の計算のいずれか高い額
豪華な住宅	240㎡超	賃料相当額: 相場の家賃 ※不動産業者等を通じて相場の家賃を把握する必要があります